

運営規程

事業所名 ハグ保育園

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の目的

ハグ保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

- 当園は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 当園は、当園を利用する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って保育を提供する。
- 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、福岡県、北九州市、小学校他の保育所、幼稚園、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、北九州特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例その他関係法令を遵守し運営を行う。

2 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて、当園が定める全体的な計画に沿って保育を提供する。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 12 名

職種・職務の内容等については、別紙「職員一覧表」のとおり

4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

提供を行う日	月曜日から土曜日
提供を行う時間	・ 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間) <u>7時30分 から 18時30分まで</u>
	・ 保育短時間認定に係る保育時間(8時間) <u>8時30分 から 16時30分まで</u>
提供を行わない日	日・祝日、12月29日～1月3日

5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

費用の種類(名称)	理由(徴収の目的)	金額
連絡帳代	保護者との連絡用として	210円/3ヶ月おき
帽子代	園庭での遊びや散歩用として	1,240円
スポーツ共済保険	保険料一部負担金として	220円
お絵かき帳代	個人の持ち物として 保育活動で使用	240円

6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

区分等	3号認定子ども	
	0歳児	1・2歳児
利用定員	3名	16名
	合計 19名	
事業所内保育事業 におけるその他の 乳幼児の定員	2名	14名
	合計 16名	

- 7 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (1) 当園は、地域枠の子どもについては市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときには、これに応じる。
 - (2) 当園の利用開始に当たり必要な事項を記載して書面により、当園を利用する子どもの支給認定保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。
 - (3) 園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了する。
 - ・ 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき
 - ・ 支給認定保護者から当園の利用について取消しの申し出があったとき
 - ・ 市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
 - ・ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
 - (4) 従業員枠の子どもについては、利用調整は行わないため、従業員枠利用を希望する保育認定を受けた従業員については、当園が利用者を選定する。
- 8 緊急時等における対応方法
- (1) 当園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に連絡し適切な措置を講じる。
 - (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - (3) 当園は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
 - (4) 本園は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 9 非常災害対策
- 当園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。また、虐待を認めたとき、虐待の疑いがあるときは、速やかに子ども総合センター等の関係機関に通報、相談を行うものとする。
- 11 全項各自に定めるもののほか、保育所の運営に関して重要な事項
- この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、ヒューマンブリッジ株式会社の理事会の議決を経て決定するものとする。

付則

この規程は令和8年4月1日から施行する。